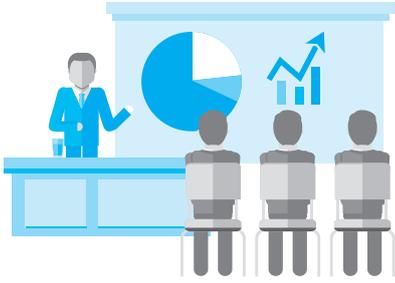


## 会議報告



# 第22回「監査監督機関国際フォーラム (IFIAR)」総会について

金融庁総合政策局IFIAR戦略企画本部  
IFIAR戦略企画室 IFIAR戦略企画調整官  
ほりい けんすけ

**堀井 健介**

金融庁総合政策局IFIAR戦略企画本部  
IFIAR戦略企画室 室長補佐  
ふくだ ようこ

**福田 容子**

## 1 はじめに

2022年4月25日から27日にかけて、監査監督機関国際フォーラム (IFIAR<sup>2</sup> : International Forum of Independent Audit Regulators) の第22回総会が開催された<sup>3</sup>。今回の総会には53か国・地域の監査監督機関が参加し、日本からは公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)の松井会長、青木委員、田原事務局長、金融庁の鳩間IFIAR戦略企画室長等が参加したほか、長岡総合政策局参事官がIFIAR副議長<sup>4</sup>として参加した。

今回の総会では、「ニューノーマルへの移行 (the Transition to the New Normal)」がテーマとされ、基調講演に続き、一連のパネルディスカッションを通して、監査監督の現状や、ニューノーマルとなり得る環境下における新たなトレンドや進展が監査監督当局に与える潜在的な影響について議論が行われた。

本稿では、今回の総会における主要な議題について報告する(報告にあたり参考にした公表情報は最後にまとめて記載する。)。なお、本文中、意見にわたる部分については私見であることをあらかじめ

お断りしておく。

## 2 ニューノーマルへの移行 (the Transition to the New Normal)

### (1) 経済・社会の大きな潮流

今後5年から10年の間で、資本市場、財務報告、監査、監査監督の分野に影響を与える可能性が高い経済・社会の大きな潮流(グローバルトレンド)に関する基調講演があった。

基調講演においては、世界が直面する課題として、個人間・地域間・世代間の貧富の格差や非上場企業の増加による情報格差、技術革新や気候変動などの破壊的な変化、人口動態の変化が招く社会問題(日本などの高齢社会では労働力不足等)、国内・国家間の分断、政府・国際機関や資本市場等に対する信頼の低下などが示された。こうした課題は年々深刻化するとして、規制当局であれ企業であれ監査法人であれ、現状の仕事に満足しているだけではそれぞれの仕事への妥当性は失われ、誰にも顧みられなくなるだろうとの警告があった。

こうした中、信頼を維持するには、組織としての目的(Purpose)をクリアにすること、その際、将来に向けた分析も行い、

例えば、気候変動などの社会全体で取り組むべき課題にも、自ら対処すべき部分に合理的で実行可能な形で対処できているか等を問うことが必要であるとの指摘があった。

## (2) 監査監督の現状と今後の見通し

田原事務局長と欧州・中東のIFIARメンバー当局がパネリストとして登壇し、監査監督の現状と今後5年間の方向性に関する見通し等について議論が行われた。

田原事務局長は、基調講演で示された既存の機関に対する信頼の低下について、金融庁の成り立ちを引き合いに出しつつ、信頼が失われるのは速く、信頼を獲得するためには、金融サービスの最終的な受益者のためという公益を常に考え、これに向けて努め続ける必要があると発言した。そして、監査や監査監督に対する信頼についても同様に、過去の不正会計事案で信頼が損なわれた後、投資家の信頼が資本市場の基盤であるとの考え方から、投資家を中心とする多様なステークホルダーの目線で監査の信頼向上策<sup>5</sup>を策定した旨を紹介した。また、監査は日本の経済及び社会において不可欠である一方、その役割と重要性はそれほど広く知られておらず、監査の信頼を確保する前提として、日本公認会計士協会とともに、監査と会計の役割や重要性を広く伝える必要があると発言した。

他のパネリストからは、例えば、監査監督当局が直面する今後3年から5年における課題として、当局の行動が、経験に基づき保守的であるため、規制は停滞しイノベーションのスピードについていけない、当局の将来がどのようなものであるか主体的に考える必要があるとの見方が示された。

このほか、変化する環境に対応するための優れた人材の確保が当局の課題で

あるとの認識のもと、業務の魅力向上やワークライフバランスの改善に努める動きが紹介されるとともに、属性やスキルセットなどの面でダイバーシティを高める必要性についての指摘もあった。

## (3) コロナ禍の監査に対するステークホルダーからのフィードバック

IFIARの投資家・その他利害関係者ワーキンググループ(Investors and Other Stakeholders Working Group)は、各国の投資家・監査委員会等の関係者から構成される諮問グループ(アドバイザリーグループ)を有している。諮問グループから3名がパネリストとして参加し、コロナ禍による監査への影響と教訓について、投資家等のステークホルダーにアウトリーチした結果の要旨の報告とあわせて、ニューノーマルにおける監査監督当局や監査人に対するステークホルダーの期待等をテーマに議論が行われた。

諮問グループメンバーとして登壇した日本の清原 健弁護士から、投資家の監査監督当局に対する期待として、リモート監査の監査品質への影響などリモート監査の特徴を踏まえた検査等があがったと紹介された。また、他のメンバーからは、不確実性に対する企業及び監査人からの充実した情報開示を求める声とともに、監査における重要な発見(継続企業的前提、不正リスク、サイバーセキュリティ・リスクなど)についての監査人報告やこれに対する企業の見解・対応等の情報開示への期待が紹介された。

監査上の主要な検討事項(KAM: Key Audit Matters)に関して、清原弁護士から、不確実性やボラティリティがこれまで以上に高くなるニューノーマルにおいて、KAMのグッド・プラクティスを促進する取組(例えば、好開示例集)や監査監督当局による課題や留意点の指摘

による監査手続の透明性向上に対する期待が述べられた。

## (4) 高品質な監査の主要な特性

欧州・北米・大洋州のIFIARメンバー当局がパネリストとして登壇し、高品質な監査の主要な特性について見解が共有された。

質の高い監査の定義について、①財務諸表の適正性に対する高水準の保証、②監査に係る規制・基準の精神と文言の遵守、③強固なリスク評価、④厳格なデュープロセス、⑤経営陣へのチャレンジ(問題提起)と十分な監査証拠の入手、⑥財務諸表に対する監査意見の結論の曖昧さ排除、といった要素で構成される、との考え方が示され、また、監査のグッド・プラクティスを共有する事例が紹介された。

ほかには(こうした定義に異論はないが)、多様な要素に左右されることにも注意が必要であり、基準設定主体や被監査会社など、監査人以外の要素・エコシステムに影響される場合もあるとの意見も出されたほか、説明責任を果たし、課題をタイムリーに特定し対処する上でも監査法人のカルチャーが重要であるとの発言もあった。

別の見方として、何が良いことなのかについて当局は偏見なくバランス感覚を持ってみていく必要があり、その背景として、当局が良いと思うであろうことを監査法人が話すことによって、当局は良い監査がなされていると誤解するリスクがあり、重要な問題を見逃してしまう可能性もある等、監査のグッド・プラクティスを示すことのリスクを指摘する声も聞かれた。その上で、法令・基準の遵守には判断を用いることが必要で、グッド・プラクティスをその文脈とともに監査法人が理解できるようにすることは有意義であるとの見方が示された。

## (5) ESG

IFIARメンバー当局のほか、6大グローバル監査法人ネットワーク<sup>6</sup>で構成されるGPPC(Global Public Policy Committee)及び国際会計基準財団(IFRS Foundation)の代表がパネリストとして登壇し、環境[Environment]、社会[Social]、ガバナンス[Governance](ESG)に関する報告及び保証の新たな枠組について議論が行われた。

IFIARメンバー当局の法域の中には、サステナビリティ開示が必要な対象企業の拡大や保証の導入等が今後予定されているところもみられる。一部の法域ではこれらが近く大企業等に適用される予定であるとされているほか、別の法域では既に特定の上場企業に対して証券取引所とも連携しつつCSR(Corporate Social Responsibility)報告を求め一部業界にはその保証も求めているところ、国際的な議論も踏まえ報告や保証を要求する対象を拡大する取組もみられる。

参加者も交えた議論において、既に進めた取組の中からは企業側のデータ準備や保証の質のばらつき等が課題として認識されたほか、今後数年で適用が見込まれるESG報告・保証に関する法規制の期待水準に照らして、企業は準備が追いついておらず比較的短期間で対応しなければいけないこと、(国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の活動に触れつつ)グローバルに整合的な基準設定が重要であること、ESG報告・保証の専門家の育成が必要であることといった声が聞かれた。

## 3 主な決議事項

監査監督当局の目指す方向を示した指針であるIFIARコア原則<sup>7</sup>について、2011年に策定されて以来の改定が行

われ、監査法人の品質管理態勢の検査に関する記載の充実等が行われた。

また、新興国当局がIFIARに早期に加入できるよう、一部の参加要件を緩めた新たな準会員資格の創設について承認された。新たな準会員資格は、IFIARへの参加要件である監査法人に対する検査権限は有しているものの、検査の実施には至っていない当局向けに一部要件を緩和し、IFIARの活動への部分参加を認めるものとなっている。準会員としての在籍期間は最長4年間で、正会員に移行することが期待されている。

## 4 おわりに

コロナ禍で2021年に続きバーチャル開催となった第22回IFIAR総会であるが、基調講演や各パネルディスカッションを通じて監査監督当局として取り組むべき課題についてメンバー当局同士で自由な意見交換ができ、一参加当局として学びの多いものとなった。今回は、2021年4月に日本がアジアで初めて副議長に選出されて以降、初めての総会であり、前回に比べて議論・会議運営双方により貢献できたのではないかと考えている。今回の総会ではアジア・中東の新興国が議論に積極的に参加しているのが心に残ったが、今後、より多くの国・地域が議論に参加できるよう、今回創設された準会員資格が活用されることを願ってやまない。

我が国金融・資本市場との関係では、東京に事務局を置くIFIARの副議長国として、非財務情報に対する関心の高まりや技術革新の進展等を踏まえたグローバルな監査品質の向上に関する議論を積極的に主導すること、また、IFIAR事務局のホスト国になったメリットを国内に還元していくことが期待されていると考え

られる。「日本IFIARネットワーク」<sup>8</sup>には日本公認会計士協会やその他のステークホルダーに参加いただいているところ、我が国における監査に関する議論をIFIAR事務局へインプットする機会として、また、IFIARにおける議論の還元を受けて我が国における監査の質のさらなる向上につなげる機会としてご活用いただけると幸いである。

監査品質の向上は全てのステークホルダーにとって利益となるものであり、日本公認会計士協会や会員各位にも引き続きご協力をお願いしたい。

### <参考文献>

世界が直面する5つの喫緊な課題とその影響 (PwC Japan)

<https://www.pwc.com/jp/ja/issues/adapt.html>

英国Financial Reporting Council (FRC) - "What Makes a Good Audit?"

<https://www.frc.org.uk/getdoc/0eaebbb5-2573-4aca-b1e6-2b4773b88af5/What-Makes-A-Good-Audit.aspx>

欧州委員会Proposal for a Corporate Sustainability Reporting Directive (CSRD)

[https://ec.europa.eu/info/publications/210421-sustainable-finance-communication\\_en#csrd](https://ec.europa.eu/info/publications/210421-sustainable-finance-communication_en#csrd)

台湾Financial Supervisory Commission (FSC)

Corporate Governance 3.0 -Sustainable Development Roadmap

<https://www.sfb.gov.tw/en/home.jsp?id=271&parentpath=0,117,118,120>

About the International Sustainability Standards Board (IFRS Founda-

tion)

<https://www.ifrs.org/groups/international-sustainability-standards-board/#about>

<注>

- 1 本稿の執筆にあたっては、白石あずさ、栃木博行、野呂修平、前出友美、宮下 哲、森岡園香が協力した。また、本稿における役職名はいずれも第22回IFIAR総会開催時点のものである。
- 2 IFIARは、2000年代初頭の一連の不正会計事件を契機に、監査品質の確保のため世界各国で監査業界から独立した監査監督当局が設立される中、2006年、グローバルな監査品質の向上により公益に資すること等を目的に、各国・地域の監査監督当局により構成される国際機関として設立された。IFIARでは、メンバー当局の監査監督に係る課題や経

- 験に関する対話や知見共有のためのプラットフォームを提供することにより、監査監督における協調や一貫性を促す取組等を行っている。2022年4月末現在、54か国・地域の監査監督当局が加盟しており、日本は設立当初から、金融庁と公認会計士・監査審査会が加盟している。2017年、東京に事務局が設置された。IFIARの概要や活動内容については、IFIARのウェブサイトを参照のこと。  
<https://www.ifiar.org/>
- 3 審査会ウェブサイトにおいて、今回の総会後にIFIARが公表したプレスリリース（原文及び仮訳）を掲載している。  
<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/sonota/kokusai/kaigi/index.html>
- 4 2021年4月から、米国が議長、日本が副議長を務めている。
- 5 『「会計監査の在り方に関する懇談会」提言—会計監査の信頼性確保のために

—』とそれを踏まえた一連の取組。

- 6 BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、Grant Thornton、KPMG及びPricewaterhouseCoopers
- 7 現在のコア原則（IFIAR CORE PRINCIPLES）はIFIARのウェブサイトから入手可能である。  
<https://www.ifiar.org/about/publications/>
- 8 2016年12月に設立され、IFIAR事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与、我が国における監査に関する議論のIFIAR事務局へのインプット、IFIAR要人や金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じたIFIARにおける取組の紹介などの活動を行っている。  
<https://www.fsa.go.jp/ifiar/20161207-3.html>